

一般医療機器

類別:器 66 歯科用練成器

一般的名称: 歯科用練成器具 70682000

販売名: **ミキシングチップ**

再使用禁止

**【禁忌・禁止】**

[使用方法]

- ・本品の改造や加工等を行わないこと。[改造等により、安全性が担保されず、故障、破損等の原因となるため]
- ・再使用禁止

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

[製造販売業者]

ULTRADENT JAPAN 株式会社

[製造業者]

ULTRADENT PRODUCTS, INC.

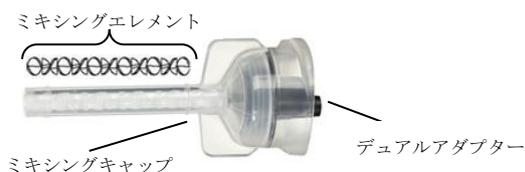
ウルトラデント プロダクツ インク

[国名] 米国

**【形状、構造及び原理等】**

[形状・構造]

本品は、ミキシングキャップ(半透明)、ミキシングエレメント(攪拌部)とデュアルバレルシリンジに接続するためのデュアルアダプター(黒色)から構成される。



全長	先端内径
36.0 mm	φ2.3 mm

[原理]

2種類の歯科材料がミキシングエレメント(攪拌部)を通過することで練和が行われ、本品先端部より練和物が押し出される。

製品名	原材料
ミキシングチップ	エチレンプロピレン共重合体 ポリプロピレン アセタール樹脂

**\*【使用目的又は効果】**

本品は、シリンジに充填された歯科材料の練和および注入に用いる。

**【使用方法等】**

使用方法(例)

- 1.ペースト状の歯科材料が充填されたデュアルバレルシリンジのキャップを左に回しながら外す。
- 2.デュアルバレルシリンジの先端に合わせて本品のキャップを右に回しながら挿入する。
- 3.各材料の取扱説明書に従って材料を押し出しながら練和し、練和物を本品先端から必要量を注入する。口腔内に使用する前に練和物の流量を確認する。  
注意:本品内に残留した歯科材料が硬化した場合、未使用の本品を再度取り付ける。
- 4.使用後の歯科材料は、デュアルバレルシリンジに本品を挿入した状態で保管する。
- 5.再使用禁止のため、患者ごとに本品を交換する。

**【使用上の注意】**

1. 使用注意

デュアルバレルシリンジのプランジャーを急激に押し出すと、歯科材料および練和物の漏れ、本品の破損を引き起こすことがあるので、注意すること。

2. 不具合・有害事象

本品の使用によって起こる不具合・有害事象は、以下のとおりである。  
重大な不具合

以下のような不具合が現れた場合は、適宜、必要な処置を行うこと。

- ・破損、折損
- ・動作不良